

薦田 伸夫

差出人: Satoshi Sato <satoshi.sato@masterpowerassociates.com>
送信日時: 2016年1月26日火曜日 22:41
宛先: 薦田 伸夫
件名: Re: 用地に関する被告の主張について

薦田先生

たぶん、四国電力は、最新の 10CFR100 だけを読んであのような回答を書いたのだと思います。きちんと RG 4.7 を読めば誤りに気付くはずです。

まず、同 1974 年 9 月版には次の記載があります。

Sites within about 5 miles of a surface fault greater than 1000 feet in length are generally not suitable for a nuclear power station.

その後、RG 4.7 は改訂され 1998 年 4 月版 (Rev.2) には次の記載が加わります。

Because of the uncertainties and difficulties in mitigating the effects of permanent ground displacement phenomena such as surface faulting or folding, fault creep, subsidence or collapse, the NRC staff considers it prudent to select an alternate site when potential for permanent ground displacement exists at the site.

これで、日米の要件が同等だとはとても言えないはずですが。

さらに米国では調査範囲が半径 200 マイル (320km) であること、変動の可能性に注目する地質が、第四紀層 (260 万年) と述べられております。実際、Vogtle 原子力発電所の増設の際にもトレンチを掘り、見つけた断層に対して 260 万年前か否かを議論しています。

佐藤 暁

2016 年 1 月 26 日 16:37 Satoshi Sato <satoshi.sato@masterpowerassociates.com>:

薦田先生

ご連絡ありがとうございます。

ただいま移動の道中であるため、夜にご返事させていただきます。

とりあえず、「日米大差ない」は全くの間違いであることだけお伝えしておきたいと思っております。

佐藤 暁

2016年1月25日 12:35 薦田 伸夫 <komo@setouchi-lo.jp>:

佐藤 暁 様

愛媛の薦田です。

またお教え下さい。

当方の、伊方原発が立地審査指針に違反して設置されたという主張を、佐藤さんの意見書を引用して、次のように締めくくりました。

「これは、米国の規制基準と標準審査指針が、5マイル(8km)付近に長さ300m以上の活断層があるような場所は原子力発電所の用地としては適さないとしている(佐藤意見書44～47頁)ことから明白である。」

これに対し、被告(四電)から、次のような反論がありました。

「原告らは、米国では8km付近に長さ300m以上の活断層があるような場所は原子力発電所の用地としては適しないとされている旨主張するが、米国の規制は、原告らが指摘するような場所を原子力発電所の立地点として一律に禁止しているのではなく、地盤の変異が原子力発電所の安全性に与える影響の観点から、周辺地域において詳細な調査を求めるものであり、その調査範囲の目安として「半径8km以内」という基準を示しているものである。日本の規制基準においてもこうした調査・評価を要求しており、この点における米国の規制基準と日本の規制基準で大きな差はない。」

この被告の反論に対し、どのように再反論するのが適切でしょうか。

「一律禁止ではなく、詳細な調査を求めるものではあるが、詳細な調査を行った結果許可された例はない」

「日本の規制基準では、一定の距離内に一定の活断層がある場合に詳細な調査を求めるような規定はない」

といったことしか思い付きません。

薦田伸夫(こもだのぶお)

〒790-0001

愛媛県松山市一番町1丁目14番地10井手ビル2階

瀬戸内法律事務所

(089)932-1666(ファックスは下4桁が1748)
